



道 空 衛

決 裁	会 長	事 務 局	
			



北労発基 0926 第 1 号  
平成 30 年 9 月 26 日

使用者団体の長 殿

北海道労働局長



平成 30 年度北海道最低賃金周知用ポスターの掲示依頼等について

労働行政につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の改善等に大きく寄与しているものであり、その履行確保を図るためには、最低賃金額の周知がきわめて重要です。今般、北海道最低賃金が時間額 835 円に改定され、本年 10 月 1 日より発効することとなりました。

つきましては、広く道民の皆様への周知を図るべく、「北海道最低賃金ポスター」及び「北海道最低賃金リーフレット」を送付いたしますので、上記の趣旨をご理解のうえ貴事務所内に掲示等していただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

<担当>

北海道労働局労働基準部賃金室 最低賃金係 佐藤  
電話：011-709-2311 (内線 3533)